

附 則

この省令は、公布の日から、これを行行する。

三六
閣 甲 第 二 五 六 号

案 起 昭和三十七年 四月 五日
閣 議 決 定 昭和三十七年 四月 五日 施行 昭和 年 月 日
上 奏 昭和三十七年 四月 十日 公 布 昭和三十七年 四月 十一 日

内閣総理大臣 公

内閣官房長官 公

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

木村 國務大臣

為

高橋 國務大臣

能

野田 國務大臣

卯

周東 國務大臣

五

池田 國務大臣

所

村上 國務大臣

我

大橋 國務大臣

大橋

山崎 國務大臣

徳

大野 國務大臣

入

佐藤 國務大臣

也

岡崎 國務大臣

書

廣川 國務大臣

吉武 國務大臣

岡野 國務大臣

公

公

別紙衆議院議長奏上のポツダム宣言の

受諾に伴い発する命令に關する件の廃止に關する法律公布の件は、奏上のとおり公布を奏請することとしたしだい。

ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廃止に關する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月十日

内閣総理大臣

法律第ハ十一号

(奏上つとあり。)

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

受諾に伴い発する命令に關する件を廃止
に關する法律公布の件は、奏上より公布
を奏請することとした。此の件は、
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に
關する件を廃止する法律をここに公布
する。
昭和二十七年四月五日
内閣府第三
大臣

国会はポツダム宣言の受諾に
伴い発する命令に關する件
の廃止に關する法律の公布を
奏上いたします。

昭和二十七年四月四日

衆議院議長 林 譲 治



衆議院事務総長大池



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。)は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り、法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定め
る。

二

閣内五十六

昭和二十六年十二月四日閣議決定

昭和二十六年十二月 日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣總理大臣官房總務課長

内閣總理大臣

法務總裁

大橋 國務大臣 大橋 根本 國務大臣

保利 國務大臣

谷谷 國務大臣

池田 國務大臣 高橋 國務大臣

野田 國務大臣

國務大臣

天野 國務大臣 山崎 國務大臣

岡野 國務大臣

國務大臣

橋本 國務大臣 佐藤 國務大臣

周東 國務大臣

國務大臣

別紙ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廢止に關する法律案

去 務 寄

を起案提出する。

法律案

呈案の通り

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に
関する件の廃止に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十六年十二月十日衆へ

内閣総理大臣

法
務
省
月

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

日本国との平和条約の締結に伴い、その最初の効力發生の日において勅令第五百四十二号を廃止することとし、あわせて同勅令に基く命令により他の法律又は命令を改廃した効果及び別に法律で、措置されない勅令第五百四十二号に基く命令の効力等について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務府秘庶第二五四号

昭和二十六年十二月十二日

法務總裁官房秘書課長

法務總裁官房経理部長

内閣總理大臣官房總務課長 殿

法案印刷注文依頼書

「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

右法案の当府用八拾部の印刷について貴庁において貴庁の分とあわせて便宜一括注文していただくようお願いします。

法務府秘庶第二五五号

昭和二十六年十二月十二日

法務總裁官房秘書課長

法務總裁官房経理部長

内閣總理大臣官房秘書課長 殿

法案印刷注文依頼書

「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する
件の廃止に関する法律案

百部

右当府事務用として増刷方御取計い願います。